

フェリス女学院大学学術機関リポジトリ運用規程

2012年2月8日制定

(趣旨)

第1条 フェリス女学院大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において生成された学術情報資源等を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。

2 本規程は、リポジトリを円滑に管理・運用していくために定めるものである。

(委員会)

第2条 本学に、リポジトリの管理・運用に関する事項の審議を行うために、フェリス女学院大学学術機関リポジトリ運営委員会（以下「リポジトリ運営委員会」という。）を設置する。

2 リポジトリ運営委員会に関する規程は別に定めるものとする。

(管理および運用)

第3条 リポジトリの管理および運用は附属図書館事務室において行う。

(登録・公開)

第4条 登録対象となるコンテンツの範囲は第1条第1項の趣旨に沿うものとしてリポジトリ運営委員会で認められたものであり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 教育・学術的な研究の成果であり、すでに公表済みのものであること。
- (2) 本学の構成員または構成員であったものが作成したものであること。
- (3) 電子ファイルで作成され、ネットワークを通じて安全に公開できること。
- (4) 公開することについて、法令上および社会通念上の問題が生じないものであること。

2 コンテンツを提供しようとする者は、別紙のリポジトリ登録許諾書を添えて、コンテンツを附属図書館に提出するものとする。

3 リポジトリにコンテンツを提供できる者（以下「提供者」という。）は以下の通りとする。

- (1) 本学に在籍、又は在籍したことのある教職員及び大学院学生。
- (2) 紀要・広報誌等の学内刊行物に掲載を認められた者。
- (3) 本学が博士学位を授与した者。
- (4) その他リポジトリ運営委員会が特に認めた者。

4 リポジトリに登録・公開するために、附属図書館は以下の作業を行うことができる。

- (1) コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数の者に無償で公開する。
- (3) 保存および利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(著作権)

第5条 コンテンツの著作権が提供者のみに帰属する場合は、提供者は第4条4項に掲げる項目を許諾する。

2 コンテンツの著作権が提供者を含む複数の者に帰属する場合、または提供者以外の者に帰属する場合、提供者はあらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。

3 コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館には移譲されず、権利者が所有する。

(コンテンツの削除)

第6条 附属図書館は、次のいずれかに該当する場合にリポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 提供者が、理由を付して削除の申請を行い、それをリポジトリ運営委員会が承認した場合。
- (2) リポジトリ運営委員会において公開が適当でないと判断し、削除することを決定した場合。
- (3) その他リポジトリ運営委員会が特に認めた場合。

(免責事項)

第7条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、提供者が負うものとする。

2 附属図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツの登録、公開または利用の上で発生したいかなる損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は、リポジトリ運営委員会が別に定める。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、リポジトリ運営委員会の議を経て大学評議会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、2012年2月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。